

## 「国内CPの取引状況」の集計対象となる取引の範囲

### 集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った国内CPの売買取引等の状況。

### 集計対象となる金融商品

金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたもの。

資産の流動化に関する法律第2条第10項に掲げる「特定約束手形」を含む。

### 集計基準

「発行時における取扱額」は、払込日ベースにより、「流通時における取扱額」は約定日ベースにより集計。

外貨建のものについては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づくレート（いわゆる「報告省令レート」）により換算。